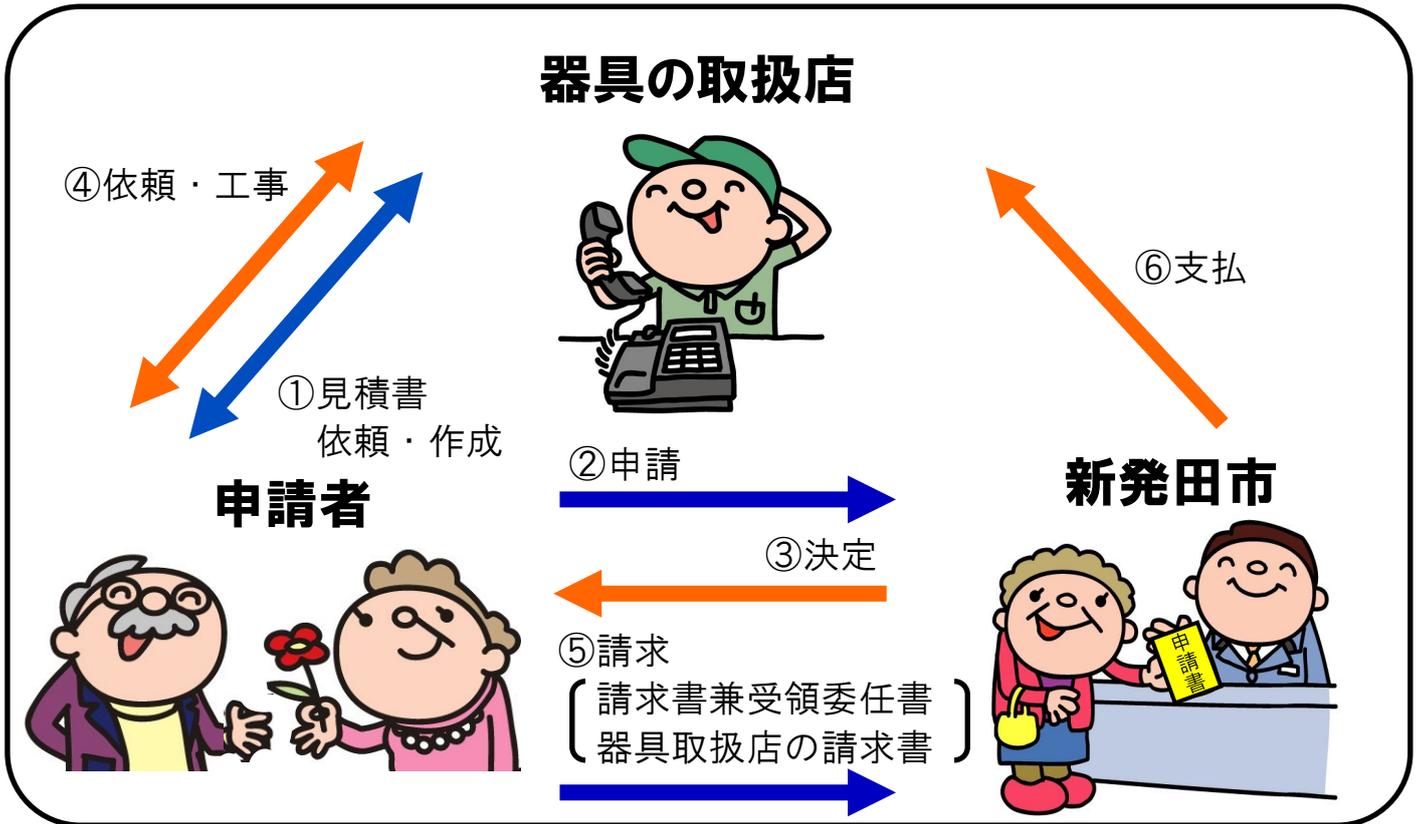


助成の流れ



① 申請者は器具の取扱店に見積書の作成を依頼する。



② 申請者は申請書に見積書を添えて市に提出する。



電磁調理器の場合は、市が訪問調査を行う

③ 市は申請者に決定または却下の通知をする。決定の場合、請求書兼受領委任書を同封。



④ 申請者は器具の取扱店に取付工事を依頼する。



取付工事着工～取付工事完了

⑤ 申請者は請求書兼受領委任書（委任欄・受任欄を記入したもの）と器具の取扱店の請求書、工事完了後の写真を市に提出する。



⑥ 市は器具の取扱店に助成金を支払う。